

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	12 件

千葉国民年金 事案 3513

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年5月から3年3月まで
② 平成5年2月から同年8月まで

私は、申立期間の国民年金保険料が未納であると言われたので、A市Bにある市役所出張所で手続を行い、一括納付しているのに、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間①のうち、平成2年5月及び同年6月の国民年金保険料については、無資格期間に納付されたことを理由として同年8月29日の決議により、同年9月18日に申立人に還付されているところ、申立人は、当該期間は厚生年金保険等の被保険者となっておらず、国内に居住し国民年金の第1号被保険者であったと考えられる。保険料が納付されていたにもかかわらず、被保険者資格を喪失させ無資格期間とし、保険料を還付した理由は不明であるが、社会保険事務所（当時）は、7年9月26日に当該期間を第1号被保険者期間に訂正していることから、行政側の事実と異なる資格喪失手続により保険料の還付が行われた可能性がうかがえる。

一方、申立人は、申立期間の保険料を平成5年9月から同年12月頃までに一括納付したと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立期間は上記7年9月26日の被保険者資格の訂正処理が行われるまで国民年金に未加入の期間であることから、保険料の納付書が発行されたとは考え難く、当該訂正処理後にその時点で納付することが可能な期間の保険料を納付したものと推認される。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①のうち平成2年7月から3年3月までの期間及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年8月から同年10月まで
② 昭和39年11月から41年11月まで
③ 昭和42年10月から43年3月まで
④ 昭和44年4月から45年2月まで
⑤ 昭和46年4月から47年3月まで
⑥ 昭和47年4月から同年6月まで
⑦ 昭和47年7月から48年5月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、国民年金に未加入及び未納とされていることは納得できない。特に申立期間⑥については、保険料を納付した領収証書を所持しているにもかかわらず、国民年金に未加入の期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑥については、オンライン記録において、国民年金に未加入の期間とされているが、申立人は、国民年金保険料を昭和47年7月24日にA市役所で納付した領収証書を所持しており、特殊台帳の記録でも納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立期間⑥当時、申立人は被用者年金制度に加入している等の事情は無く、当該期間は国民年金の強制被保険者となるべき期間であることから、申立人には当該期間について資格喪失手続を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間⑥当時、行政側の事務処理に不手際があったことが認められる。

一方、申立期間①、②及び⑦については、申立人の所持する国民年金手

帳には当該期間に係る資格記録は確認できず、オンライン記録の資格記録と一致することから、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間③、④及び⑤については、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 42 年度、44 年度及び 46 年度の印紙検認記録欄に検認印は無く、未納と記録されており、特殊台帳及びオンライン記録と一致している上、申立人の夫も申立期間③、④及び⑤は未納である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和42年4月から43年9月まで

私は、昭和54年9月頃に国民年金特例納付案内書が届いたので、申立期間①については、36年4月から40年3月までの国民年金保険料を一括して特例納付したのに未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②の保険料については、領収証書が残っているのに当該期間が未加入とされ、昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から同年9月までの期間の保険料として充当されたことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②を含む昭和42年4月から47年3月までの国民年金保険料を一括納付した領収証書を所持しており、特殊台帳においても領収証書と同様の納付記録が確認できる上、A年金事務所は申立人に対して平成22年11月2日付け「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」において当該期間の保険料の納付事実を確認した旨を通知している。

また、申立期間②は特殊台帳及びオンライン記録において、国民年金に未加入の期間とされているが、申立人は昭和42年4月に会社を退職した後は自営業を行っていたと申述しており、ほかに被用者年金制度に加入した形跡が見当たらないことから、申立期間②は国民年金の強制被保険者となるべき期間であり、当該期間が未加入期間とされる合理的な理由は見当たらず、申立期間②当時、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

一方、申立期間①については、妻の分と合わせて保険料を一括納付したと申述しているが、納付したとする妻の保険料も未納となっている上、申

立人は特例納付した時期及び場所等の記憶が曖昧であり、具体的な納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3516

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 11 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月から 56 年 3 月まで

私は、年金事務所から、平成 22 年 7 月 16 日付けで「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」を受け取った。それによると、申立期間の納付事実は確認できたが、国民年金被保険者の資格喪失後の期間に係る納付であるとして納付済期間とすることができないため、申立期間の保険料を還付するとのことである。昭和 55 年度の保険料を前納したことはA市が発行した国民年金保険料納付明細書により明らかなので申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を前納したと主張しているところ、申立人の所持するA市発行の国民年金保険料納付明細書から、昭和 55 年 4 月に、昭和 55 年度の保険料を前納していることが確認できる上、特殊台帳においても、同年度の保険料を前納していることが認められる。

また、オンライン記録及び特殊台帳によると、申立期間は国民年金に未加入の期間と記録されており、保険料を納付することはできない期間であることから、本来、納付された保険料は還付されるべきところ、申立期間の保険料が還付された事実は認められず、当該保険料は 30 年以上の長期間にわたり国庫金として扱われていたことを考え合わせると、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から同年10月までの期間及び53年8月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月から同年 10 月まで
② 昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和48年3月に結婚し、その後、50年9月頃に夫の厚生年金保険被保険者の資格喪失に伴い、夫婦で国民年金に加入し、私が二人分の国民年金保険料を同年9月以降納付してきた。

また、昭和53年8月から54年3月までの期間については、一緒に保険料を納付していた夫が納付済みとなっており、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人及びその夫は、昭和50年9月25日にA市B区から同市C区に転居していることが戸籍の附票により確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から同日に夫婦連番で払い出されており、同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できる。

また、申立人は、その夫の厚生年金保険被保険者の資格喪失に伴い、速やかに国民年金の加入手続を行っていることから、申立人の国民年金制度への関心及び納付意識は高かったものと考えられ、国民年金の加入当初から国民年金保険料を未納にするとは考え難く、申立期間①は2か月と短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間①の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

申立期間②については、申立人は夫婦で国民年金に加入して以降、申立人が夫婦二人分の保険料を納付してきたと申述するところ、申立期間②は

8か月と短期間である上、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は納付済みであり、申立人が納付したと申述する金額と当時の法定保険料額はおおむね一致していることを踏まえると、申立人は申立期間②の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から7年2月までの期間及び8年6月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月から7年2月まで
② 平成8年6月から同年7月まで

私は、申立期間当時は大学生であり、国民年金の加入手続には関与していないが、母が加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付書により郵便局又は金融機関で納付していたという話を当時から聞いていた。また、申立期間②の保険料については、アルバイト収入が増えたので、保険料相当額を母に手渡して納付してもらったり、自分で郵便局又は金融機関で納付したりしていたと思うので、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立人の母が加入手続を行ってくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の納付記録により、平成6年9月頃に払い出され、同時期に申立人は国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、加入時期は申立人の主張とおおむね一致する。

また、申立期間①は9か月と短期間である上、加入時点において現年度納付が可能であることを踏まえると、申立人は申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

2 申立期間②については、オンライン記録において、申立期間②の直前の平成8年4月及び同年5月の保険料は10年5月26日に、直後の8年8月及び同年9月の保険料は10年9月22日に、それぞれ納付されてい

ることが確認でき、申立人は申立期間②前後の保険料を時効到来前の期日で納付していたと考えられる。

また、申立人は平成8年頃はアルバイト収入が増えてきた時期であると述べており、10年には現年度納付及び申立期間②前後の保険料を過年度納付していることから、申立人は保険料を納付する十分な資力があつたことがうかがえる上、申立期間②は2か月と短期間であり、前後の保険料は過年度納付していることを踏まえると、申立人は申立期間②の保険料も過年度納付していたものと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和34年5月1日、資格喪失日は35年5月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和34年5月から35年4月までは5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から37年4月1日まで
私は、昭和34年5月1日にA事業所に入社し、B（作業）に従事し、37年3月末まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名の生年月日が昭和16年7月13日で、かつ、資格喪失日の記載は無いが、資格取得日が34年5月1日のオンライン記録に統合されていない記録が確認できる。

また、申立人は、自身の生年月日について、「正しくは昭和16年*月*日であるが、疎開先で実母の生年月日である7月13日と間違えて申告した時期がある。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立人の基礎年金番号に統合済みの二つの厚生年金保険台帳記号番号の生年月日は、16年7月13日から同年*月*日に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の記録であると認められる。

また、申立人がいつ頃までA事業所に勤務していたかについては、事業所は当時の関係資料が無く不明と回答している上、元同僚からは具体的な

供述を得ることはできなかったものの、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の当該未統合記録の「標準報酬月額の変遷」欄に、「法改 35.5」の記載があることから、申立人は標準報酬月額表の法改正があった昭和 35 年 5 月 1 日時点において当該事業所に在籍していたことが確認できることから、同日を申立人の資格喪失日と考えるのが妥当である。

なお、昭和 34 年 5 月から 35 年 4 月までの標準報酬月額については、当該未統合記録から 5,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 35 年 5 月 1 日から 37 年 4 月 1 日までの期間については、申立人が氏名を挙げた元同僚は既に死亡しているため、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、6 人に照会し、4 人から回答を得たが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について、具体的な証言を得ることはできない。

また、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、事業主により給与から保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 35 年 5 月 1 日から 37 年 4 月 1 日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年8月1日から同年11月30日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を同年8月及び同年9月は16万円、同年10月は19万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成3年11月30日から4年6月1日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、同年6月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間については、申立人のB社における資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額は18万円とすることが妥当である。

加えて、申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで
③ 平成4年7月31日から同年12月1日まで

私は、申立期間①及び②はA社に、申立期間③はB社に勤務していた

が、この間の厚生年金保険の被保険者記録が間違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②については、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間①の標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は16万円、同年10月は19万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年1月16日から約7か月後の同年8月26日付けで、申立人に係る3年8月から同年10月までの標準報酬月額の記録が10万4,000円に遡及して訂正されていることが確認でき、同日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者についても同様の処理が行われている。

さらに、申立期間②については、平成4年8月26日付けで、申立人の3年10月の定時決定の記録が取り消された上、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年11月30日として記録されていることが確認でき、ほかの者にも同様の処理がされているが、4年8月26日において当該事業所が適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る上記標準報酬月額を減額する旨の処理及び平成3年11月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である4年6月1日であると認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成3年8月及び同年9月は16万円、同年10月から4年5月までは19万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間にB社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、B社は、当初、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同日に被保険者資格を喪失した複数の者の喪失処理日が同年10月28日であることから、当該事業所が適用事業所でなくなった旨の処理も同日に行われたと推認でき、同日に、申立人の同年10月の定時決定の記録を取り消した上で、資格喪失日を同年7月31日に遡及して訂正しており、ほかの者にも同

様の処理が行われていることが確認できる。

しかし、当該処理前の記録から、平成4年7月31日において当該事業所が適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった処理を行った日から判断して、平成4年10月28日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、18万円とすることが妥当である。

一方、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の処理が行われた平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び当該事業所において申立人と同様の処理をされている元同僚が所持する同年10月及び同年11月の給与支給明細書から判断すると、申立人は、当該期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、現在、オンライン記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日が平成4年7月31日から同年12月1日に訂正されている。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所に当初届け出られた申立人の平成4年10月の標準報酬月額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理を同年10月28日に行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年8月1日から同年11月30日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成3年11月30日から4年6月1日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、同年6月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間については、申立人のB社における資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額は26万円とすることが妥当である。

加えて、申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで
③ 平成4年7月31日から同年12月1日まで

私は、申立期間①及び②はA社に、申立期間③はB社に勤務していた

が、この間の厚生年金保険の被保険者記録が間違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②については、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間①の標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は24万円、同年10月は32万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年1月16日から約7か月後の同年8月25日付けで、申立人に係る3年8月から同年10月までの標準報酬月額の記録が11万円に遡及して訂正されていることが確認でき、同日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の者についても同様の処理が行われている。

さらに、申立期間②については、平成4年8月25日付けで、申立人の3年10月の定時決定の記録が取り消された上、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年11月30日として記録されていることが確認でき、ほかの者にも同様の処理がされているが、4年8月25日において当該事業所が適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る上記標準報酬月額を減額する旨の処理及び平成3年11月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である4年6月1日であると認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成3年8月及び同年9月は24万円、同年10月から4年5月までは32万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間にB社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、B社は、当初、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同日に被保険者資格を喪失した複数の者の喪失処理日が同年10月28日であることから、当該事業所が適用事業所でなくなった旨の処理も同日に行われたと推認でき、同日に、申立人の同年10月の定時決定の記録を取り消した上で、資格喪失日を同年7月31日に遡及して訂正しており、ほかの者にも同

様の処理が行われていることが確認できる。

しかし、当該処理前の記録から、平成4年7月31日において当該事業所が適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった処理を行った日から判断して、平成4年10月28日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、26万円とすることが妥当である。

一方、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の処理が行われた平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び当該事業所において申立人と同様の処理をされている元同僚が所持する同年10月及び同年11月の給与支給明細書から判断すると、申立人は、当該期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、現在、オンライン記録によると、B社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日が平成4年7月31日から同年12月1日に訂正されている。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所に当初届け出られた申立人の平成4年10月の標準報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理を同年10月28日に行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月 1 日から 63 年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 57 年 1 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年 1 月から同年 3 月までの期間は 8 万 6,000 円、同年 4 月から 58 年 3 月までの期間は 9 万 8,000 円、同年 4 月から 59 年 3 月までの期間は 11 万円、同年 4 月から 60 年 3 月までの期間は 11 万 8,000 円、同年 4 月から同年 9 月までの期間は 12 万 6,000 円、同年 10 月から 61 年 3 月までの期間は 11 万円、同年 4 月から 63 年 3 月までの期間は 11 万 8,000 円、同年 4 月から同年 11 月までの期間は 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 31 日から 63 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 5 月 1 日に A 社に入社し、平成 3 年 11 月 16 日に退職するまで、同社の B 部門で働いていた。申立期間に会社に在籍していたことは退職証明書により確認でき、申立期間の給与辞令、源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額通知書等を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち昭和 57 年 1 月 1 日から 63 年 12 月 1 日までの期間については、申立人は、昭和 58 年度から 60 年度までの市民税・県民税特別徴収税額通知書及び A 社が発行した 58 年分給与所得の源泉徴収票を所持しており、57 年は 8 万 835 円、58 年は 10 万 9,418 円、59 年は 11 万 4,497 円の社会保険料がそれぞれ控除されていることが確認できる。

また、申立人は、支給年が不明な6月分給与明細書を所持しており、同明細書の基本給及び諸手当が昭和58年5月25日付けの給与辞令の内容と一致することから、同年6月の給与明細書と推認できるところ、同明細書により、給与から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料が控除されていたことが確認できる。

なお、複数の元同僚は、「景気悪化により、会社が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。」と供述している上、昭和58年6月の給与明細書で確認できる厚生年金保険料額(5,830円)は、当時の国民年金保険料1か月分と一致していることから、事業主は国民年金保険料として当該金額を控除していた可能性が考えられる。

しかし、申立人の申立期間における国民年金の納付記録は、未納又は未加入の記録となっており、事業主が申立人の給与から控除した当該金額を国民年金保険料として国に納付したことをうかがわせる事情は見当たらない上、当該事業所は、申立期間において厚生年金保険の強制適用事業所であり、申立人は厚生年金保険の当然被保険者となるべき者である。

以上のことから判断すると、事業主が申立人の給与から控除した保険料は厚生年金保険料と考えるのが妥当である。

さらに、申立期間のうち昭和60年1月以降については、保険料控除を確認できる関連資料は無いものの、保険料控除が中断する特段の事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和57年1月1日から63年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人は、当時の国民年金保険料相当額を給与から控除されていたものと考えられることから、当時の国民年金保険料に見合った標準報酬月額を認定することが妥当であり、したがって、昭和57年1月から同年3月までの期間は8万6,000円、同年4月から58年3月までの期間は9万8,000円、同年4月から59年3月までの期間は11万円、同年4月から60年3月までの期間は11万8,000円、同年4月から同年9月までの期間は12万6,000円、同年10月から61年3月までの期間は11万円、同年4月から63年3月までの期間は11万8,000円、同年4月から同年11月までの期間は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主から回答を得られず不明であるが、仮に、事業主から申立人が昭和57年1月1日に被保険者資格を取得した旨の

届出が行われた場合、その後、複数回の被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち昭和 54 年 3 月 31 日から 57 年 1 月 1 日までの期間については、申立人が所持する退職証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間において継続して当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該期間において保険料が控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人と同じく昭和 54 年 3 月 31 日に当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した二人の元同僚の国民年金の納付記録を確認すると、いずれも厚生年金保険の資格を喪失した直後の国民年金保険料は納付されていない。

さらに、当該事業所と事業主が同じC事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日が昭和 54 年 3 月 31 日と届け出られていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 54 年 3 月 31 日から 57 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間のうち、平成4年11月から6年10月までの標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成13年2月から同年4月までを10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成13年2月から同年4月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から15年7月16日まで

私は、A社に勤務していた期間について、ねんきん定期便で確認した標準報酬月額よりも多い給与を支給されていた。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち平成4年11月1日から6年11月1日までの期間については、オンライン記録により、申立人の4年11月から6年10月までの標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたが、同年12月22日付けで8万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人が所持する平成4年12月から6年11月までのA社の給与明細書において、申立人は、上記遡及訂正前の53万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、当時のA社の役員等7人に対し、申

立人と同様の遡及訂正が行われたことが確認できる上、元事業主は当該遡及訂正について、「資金繰りの一環として行ったと思う。」と回答している。

加えて、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人が同社の役員であったことが確認できるものの、元事業主は、「申立人は、社会保険関係手続には関与していなかった。」と回答している上、管轄社会保険事務所が保管しているA社に係る滞納処分票の記録から、申立人が当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、申立人の平成4年11月から6年10月までの標準報酬月額、事業主が当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち平成13年2月1日から同年5月1日までの期間については、申立人が所持する同年3月から同年5月までの給与明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）より高い標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の平成13年2月から同年4月までの標準報酬月額については、給与明細書における保険料控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち平成6年11月1日から13年2月1日までの期

間及び同年5月1日から15年7月16日までの期間については、給与明細書に記載された給与支給総額はオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成3年5月から同年10月までの標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から同年11月30日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、平成3年5月から同年10月までは、毎月70万円から80万円の給与を支給されており、それに見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準報酬月額が8万円とされていることは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたが、A社が適用事業所でなくなった平成3年11月30日より後の同年12月27日付けで、8万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該事業所の社内取締役5人全員に、申立人同様の遡及訂正が行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社の登記簿謄本により、申立期間当時役員であったことが確認できるものの、雇用保険に加入している上、複数の元同僚は、「申立人は、社会保険事務手続には関与していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社C支社）における資格取得日に係る記録を昭和43年11月11日に、資格喪失日に係る記録を45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月11日から45年4月1日まで

私は、昭和43年11月11日にA事業所D事務所へ臨時雇用員として入社したが、同事業所で45年4月1日にE共済組合に加入するまでの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同じ時期に同じく臨時雇用員として入社した同僚は厚生年金保険に加入しており、私も加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人に係る人事記録の写しにより、申立人は、昭和43年11月11日にA事業所D事務所に臨時雇用員として採用され、45年4月1日付けで準職員となりE共済組合に加入していることが確認できる。

また、F（機関）G部は、事業主照会に対し、「『臨時雇用員等社会保険事務処理規程』（昭和38年9月7日付け総裁達第435号）により、同年10月1日以降は臨時雇用員を厚生年金保険へ加入させることが制度化されている。」と回答している。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が採用された昭和43年11月11日付けで51人が厚生年金保険被保険者の資格を取得しているところ、それらの被保険者で連絡の取れた8人のうち7人は、「入社時は臨時雇用員だった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、元同僚の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和21年9月26日、資格喪失日は28年4月3日であることが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和21年9月から同年11月までの期間は330円、同年12月から22年2月までの期間は480円、同年3月から23年7月までの期間は600円、同年8月から24年4月までの期間は7,800円及び同年5月から28年3月までの期間は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年9月26日から30年10月1日まで
私の父は、申立期間において、C市のA社B事業所にD(職種)として勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和21年9月26日から28年4月3日までの期間については、元同僚の具体的な供述から、申立人が当該期間において、A社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と姓のみが相違(姓の記載が不鮮明)しているが、名前及び生年月日が申立人と一致する基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は昭和21年9月26日、資格喪失日は28年4月3日)が確認できる。

さらに、申立人の元同僚は、「申立人と一緒に入社し、申立期間当時

勤務していた。私が、昭和 23 年頃に寮を出るまで申立人と同じ部屋に居住していた。また、6 人が写っている写真の右から 2 番目が申立人である。」と具体的に供述している上、元同僚は 21 年 9 月 26 日から 26 年 5 月 1 日までの期間について当該事業所における厚生年金保険被保険者の加入記録が確認できることから、上記基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であるものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 9 月 26 日に被保険者資格を取得し、28 年 4 月 3 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から昭和 21 年 9 月から同年 11 月までの期間は 330 円、同年 12 月から 22 年 2 月までの期間は 480 円、同年 3 月から 23 年 7 月までの期間は 600 円、同年 8 月から 24 年 4 月までの期間は 7,800 円及び同年 5 月から 28 年 3 月までの期間は 8,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 28 年 4 月 3 日から 30 年 10 月 1 日までの期間については、A 社 B 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳において、申立人の被保険者記録を確認することができない上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 28 年 4 月 3 日から 30 年 10 月 1 日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 57 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 17 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和52年4月1日にA社（当時）に入社し、60年3月31日に退職するまで継続して勤務していたが、同社B支店から同社C支店に転勤した際、同社B支店の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が57年8月1日で、同社C支店の資格取得日が同年9月1日になっているため、1か月間空白ができています。厚生年金基金の記録は連続しており、空白期間は無いはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会から提出された「中脱記録照会（回答）」及びD健康保険組合（E健康保険組合を承継）から提出された資料から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和 57 年 9 月 1 日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社B支店の総務担当者は、「昭和 57 年当時は、厚生年金基金への被保険者資格に係る届書は複写式の届出用紙であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張する昭和 57 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和57年7月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月30日から同年4月1日まで

私は、昭和45年7月から平成9年9月までA社に継続して勤務していたが、同社から同社B事業所へ異動したときの、昭和51年3月の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事記録及びC健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格取得証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和51年4月1日に同社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年2月の社会保険事務所（当時）の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、事業主は昭和51年3月30日を資格喪失日として届け出たことが認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から 14 年 2 月 1 日まで

私は、厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況を確認したところ、私が所持するA社の給与支給明細書では、平成 13 年 11 月分給与から 14 年 1 月分給与まで、標準報酬月額 26 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていると思うのだが、実際に記録されている標準報酬月額は 24 万円とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

一方、申立人から提出された給与支給明細書（平成 13 年 10 月から 14 年 5 月まで）により、申立期間の 13 年 11 月から 14 年 1 月における申立人の総支給額及び控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録よりも高額であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与支

給明細書により、26 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主とは連絡が取れないため、事情を聴取することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B店における資格喪失日は、昭和45年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和44年4月から平成14年3月まで継続してA社グループに勤務し、44年11月1日から45年10月31日まで、A社B店に勤務し、同年11月1日にA社C支社へ転勤となったが、1か月の年金記録が欠落しているのはおかしいので厚生年金保険の記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、事業所は不明であるものの、申立期間の昭和44年11月1日から45年10月31日までのD市内の事業所における加入記録が確認できるところ、当該期間にA社B店における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、当該雇用保険の加入記録はA社B店における加入記録と認められる。

また、A社から提出された同社B店のE厚生年金基金加入員資格喪失届の写しから、申立人は同社B店において、昭和45年11月1日に資格喪失していることが確認できる上、同社は、「基金の届出用紙は複写式であった。」と供述していることから、厚生年金保険の加入記録と厚生年金基金の加入記録が異なっているのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年11月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和45年9月の社会保険事務所（当時）の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月15日は60万円、17年6月15日は52万円、同年12月16日は65万円、18年6月15日は52万円、同年12月15日は65万円、19年6月15日は52万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年6月15日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年6月15日
⑤ 平成18年12月15日
⑥ 平成19年6月15日

私が所持するA事業所の諸給与明細書において申立期間の賞与分に係る厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与に係る諸給与明細書により、申立人は、平成16年12月15日、17年6月15日、同年12月16日、18年6月15日、同年12月15日及び19年6月15日にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与に係る諸給与明細書により、申立期間①は60万円、申立期間②は52万円、申立期間③は65万円、申立期間④は52万円、申立期間⑤は65万円及び申立期間⑥は52万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 59 年 2 月までの期間及び 60 年 6 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 5 月から 59 年 2 月まで
② 昭和 60 年 6 月から同年 7 月まで

私は、申立期間当時会社を退職した際、社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の納付書が送られてきたので、A 市内の銀行窓口等で保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 市内の銀行窓口等で納付したと申述しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 8 月 8 日に社会保険事務所から B 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の主張する国民年金保険料の納付を開始した時期及び場所と相違している上、同年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が同年 9 月 1 日と記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行った覚えが無いと申述している上、申立人の記憶が不鮮明なため、申立期間の具体的な納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年1月までの期間及び同年2月から51年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 48 年 1 月まで
② 昭和 48 年 2 月から 51 年 6 月まで

私は、申立期間①については、昭和48年2月頃にA市B区Cの社宅に転居したとき、国民年金保険料の未納を知らせるはがきが届いたので、未納保険料を3回に分割して納付したはずである。また、申立期間②については、保険料を納付書で毎月納付していたのに、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月頃にA市B区の社宅に転居したとき、それ以前の国民年金保険料の未納分を3回に分割して納付し、それ以降の保険料は毎月納付していたと述べるところ、特殊台帳において、申立期間は未納と記録されており、申立期間②直後の51年7月から52年3月までの期間及び同年4月から53年3月までの期間の保険料を同年10月21日及び同年12月26日に分割して過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張する保険料の納付状況と相違している上、申立人が当該過年度納付を行った時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3521

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 2 年 1 月まで

私は、昭和63年3月から平成2年1月までの国民年金保険料をA銀行B支店又はC支店で毎年1年分まとめて納付した。納付書が送付されてくれば必ず納付していたのに、申立期間が未納となっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間に係る昭和63年3月1日の第3号被保険者非該当及び第1号被保険者資格取得の処理が平成4年3月4日に遡って行われており、この処理が行われるまでは、申立期間は第3号被保険者期間として取り扱われていたことから、国民年金保険料の納付書は発行されておらず、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンライン記録により、上記の処理が行われた平成4年3月4日時点で、納付可能であった申立期間直後の2年2月以降の保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の種別変更手続及び保険料を納付した時期について具体的に記憶していない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から57年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行ったことを記憶している。一人暮らしを始めた昭和57年以降も、保険料、税金、公共料金等の督促状が来たことは一度も無く、申立期間の国民年金保険料が未納であることは絶対にあり得ないので、年金記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年11月9日に社会保険事務所（当時）からA市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、同市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の加入手続が57年8月1日に行われ、その際、56年4月25日に遡って被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人の主張する加入手続を行った時期と相違している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえないことから、昭和57年8月1日にA市で申立人の加入手続が行われるまで、申立期間は国民年金に未加入の期間である上、上記被保険者名簿においても申立期間の保険料が納付されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付方法、納付金額等について記憶が不鮮明なため申立期間の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から53年3月まで

私は、高等学校を卒業後、家業を手伝っていた。母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたが、申立期間が未納となっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、昭和53年3月23日にA社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、前後の任意加入者の資格取得日から同年5月に加入手続きを行い、50年12月時点に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、昭和53年5月にB市で申立人に手帳記号番号が払い出されるまで、申立期間は国民年金に未加入の期間であった。

さらに、申立人は加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の母は亡くなっているため、申立期間の加入手続き及び保険料納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3524

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

私は、両親に勧められ、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った。私の所持する年金手帳には、国民年金の被保険者となった日が昭和62年4月1日となっているのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年4月3日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金の加入手続が同年5月下旬に行われたことが記録されており、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は加入手続を行った時期及び保険料の納付状況についての記憶が曖昧であり、申立期間の加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
私が昭和 54 年 5 月に結婚するまでは、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間についても、母が国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立期間に係る国民年金の再加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人が所持している年金手帳には、昭和 52 年 12 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、54 年 4 月 1 日に再取得したことが記載されている上、オンライン記録、特殊台帳並びに A 市及び B 市の被保険者名簿の記録と一致しており、申立期間は未加入期間であることから国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の再加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、手続及び納付を行ったとする申立人の母は既に亡くなっており、納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3526

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私は、A市からB市に転入した直後に、国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続も行い、申立期間の国民年金保険料は、B市から送付された納付書で定期的に納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、住民票により、A市からB市に平成11年2月21日に転入していることが確認できるが、申立人が所持している国民年金手帳の住所欄により、12年6月19日に国民年金の住所変更手続を行ったことが確認でき、申立人の主張とは相違している。

また、申立人が住所変更手続を行った平成12年6月19日の時点では、申立期間の国民年金保険料を遡って過年度納付することは可能であるが、申立人は、申立期間の保険料は定期的に納付しており、保険料を遡って一括で納付したことはないと主張している。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3527 (事案 2621 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から同年 10 月までの期間、39 年 11 月から 41 年 11 月までの期間、42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間、44 年 4 月から 45 年 2 月までの期間、46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 48 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月から同年 10 月まで
② 昭和 39 年 11 月から 41 年 11 月まで
③ 昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月まで
④ 昭和 44 年 4 月から 45 年 2 月まで
⑤ 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで
⑥ 昭和 47 年 7 月から 48 年 5 月まで

私は、A 市役所の職員に言われ、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きを行い、妻と一緒に国民年金保険料を納付し続けていたはずなので、申立期間が未加入及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和 38 年 8 月から同年 9 月までの期間、申立期間②のうち 39 年 12 月から 41 年 11 月までの期間及び申立期間⑥に係る申立てについては、i) 国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であること、ii) 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらないこと、iii) 申立人の妻は、申立人と同様に国民年金に未加入の期間であることから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当該期間については、A 市役所の職員に言われ、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付

していたとして再申立てを行っているが、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立人は、新たに申立期間①のうち昭和 38 年 10 月、申立期間②のうち 39 年 11 月、申立期間③、④及び⑤の保険料を納付したと申し立てているところ、申立期間①のうち 38 年 10 月及び申立期間②のうち 39 年 11 月については、申立人が所持する国民年金手帳には、国民年金被保険者の資格取得日は 42 年 10 月 5 日と記載され、当該取得日以前の資格記録の記載は無く、オンライン記録とも一致することから、取得日以前の当該期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間③、④及び⑤については、申立人が所持する国民年金手帳に検認印は押されておらず、特殊台帳の記録と一致している上、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間③、④及び⑤は未納である。

加えて、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①のうち昭和 38 年 10 月、申立期間②のうち 39 年 11 月、申立期間③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3528

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から48年3月まで

私の国民年金については、学生であったときに、母が加入手続を行い、私が就職する昭和48年3月までの国民年金保険料を、母が父及び母自身の保険料と一緒にA区で納付していたと聞いている。私は就職するときに母から保険料を納付していたとする小さな半券のような証書を預かったが、紛失したことを記憶している。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を母が父及び母自身の保険料と一緒に納付していたと聞いていると申述しているが、保険料の納付については、加入時において国民年金手帳記号番号の払出しを受け、手帳記号番号に基づき保険料を納付するところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、A区において払い出された手帳記号番号を縦覧調査した結果、申立期間前後において申立人の氏名は無く、欠番も無い上、ほかに申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母からは聞き取り調査を行うことができず、申立期間における保険料の納付状況は不明であり、申立人の姉も20歳当時は未加入である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3529

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から6年1月まで

私は、申立期間当時は年金について関心が薄く、国民年金保険料の納付書が届いていたが放置しておいたところ、督促状が送られてきた。督促状には「納付しないと将来、年金が受け取れなくなる。」というような内容が書いてあったので、まとめて保険料を納付した。納付書には赤い縁取りがあったことなど記憶ははっきりしており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は年金について関心が薄く、国民年金保険料の納付書が届いていたが放置しておいたところ、督促状が送られてきたので申立期間の保険料をまとめて納付したと申述しているが、オンライン記録によれば、申立期間は平成 11 年 6 月に厚生年金保険の被保険者記録に基づき国民年金の被保険者資格記録を追加処理したことにより生じた国民年金の未納期間であることが確認でき、記録が追加された時点において申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は基礎年金番号制度が導入される前であり、国民年金の加入時において、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は平成 12 年 6 月に 10 年 6 月から 11 年 3 月までの保険料を、12 年 7 月に同年 4 月から同年 7 月までの保険料を、それぞれ一括納付していることが確認でき、ほかに一括して納

付した期間は見当たらないことから、申立人がまとめて納付したとの申述は、当該各期間の保険料を納付したときの記憶である可能性が考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3530

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から51年3月まで

私は、23歳になった頃にA市役所に行き、保険料の納付の申出を行った。保険料は両親に用意してもらい、それまで未納であった保険料をまとめて納付したはずであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所に行き、それまで未納であった国民年金保険料をまとめて納付したはずであると申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和51年12月1日に社会保险事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は52年2月頃に国民年金の加入手続を行い、その際、47年7月4日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが推認できることから、加入手続を行った時点において、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間の保険料は、申立人の国民年金加入以降に実施された第3回特例納付により納付することは可能であるが、申立人は特例納付を行ったことは無いと述べている上、申立期間の保険料を用意してくれたとする申立人の両親は既に亡くなっており、保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月から 17 年 3 月まで

私は、平成14年3月頃から17年3月頃まで、A社で正社員として勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された雇用契約書（パートタイマー）（平成16年4月8日付け、17年3月11日付け及び18年4月5日付け）により、申立人が、申立期間に当該事業所にパートタイマーとして雇用されていたことは確認できる。

しかし、A社から提出された申立人に係る賃金台帳により、申立人が雇用された平成16年4月8日から退職した19年1月19日まで、各月の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

また、上記雇用契約書（パートタイマー）により、雇用条件から、申立人は厚生年金保険の加入基準（1日又は1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、当該事業所において同種の業務に従事する一般社員のおおむね4分の3以上である場合に、原則的に被保険者になる。）を満たしていないことが認められる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年1月から同年4月1日まで
② 昭和18年4月から20年8月15日まで
③ 昭和25年10月から32年3月1日まで

私は、A事業所では昭和18年3月末日まで勤務しており、その後同年4月から20年8月の終戦までB事業所（その後、C省D局E事務所）に勤務した。また、22年11月から32年2月末日までF社に勤務したが、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A事業所に昭和18年3月末日まで勤務した。」と主張している。

しかしながら、A事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿には75人の被保険者が確認できるところ、申立期間①において労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）に加入している17人を調査したが、全員所在が不明のため、申立人の退職時期について確認することはできない。

また、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、「昭和18年4月にC省（当時）

D局直轄のG（施設）に本科生として入所した。」と供述しており、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者となり得る者だったとは考え難い。

また、B事業所又はE事務所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

このほか、申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、オンライン記録において、F社における申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和25年10月14日と記録されているところ、申立人は、「同社には、昭和32年2月末日まで勤務した。」と主張している。

しかしながら、申立人は、「同僚のH氏より、半年から1年くらい前に辞めた。」と供述しているところ、H氏の資格喪失日は、昭和26年8月1日であり、申立人の資格喪失日（25年10月14日）の約9か月後であることから、申立人の供述はオンライン記録と符合している。

また、F社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を昭和22年11月4日に取得し、25年10月14日に喪失していることが確認でき、同年以降の標準報酬月額の設定も記載されていない。

このほか、申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月 27 日から 57 年 12 月 29 日まで
② 平成 3 年 1 月 1 日から 4 年 1 月 1 日まで
③ 平成 4 年 5 月 6 日から 9 年 5 月 21 日まで

私は、昭和 50 年 10 月から 57 年 12 月まで A 社に勤務したが、標準報酬月額に残業代、通勤定期代及び管理職手当が含まれていない。また、63 年 4 月から平成 4 年 3 月まで勤務した B 社における 3 年分の源泉徴収票から、当時の標準報酬月額に通勤定期代及び扶養手当が含まれていない。さらに、同年 5 月から 9 年 5 月まで勤務した C 社における 4 年から 8 年までの源泉徴収票から、当時の標準報酬月額に通勤定期代が含まれていない。これらについて納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「昭和 50 年 10 月から 57 年 12 月まで A 社に勤務したが、当時の標準報酬月額に残業代、通勤定期代及び管理職手当が含まれていない。」と主張している。

しかし、当該事業所の元事業主は、「会社は数年前に解散しており、当時の関連資料は無く、分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険に加入記録がある元同僚 9 名のうち、所在が判明し回答を得ることができた 3 名は、「申立期間当時の自分の厚生年金保険の標準報酬月額について不自然さは無かった。」と供述している。

さらに、D厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳より、申立人の標準報酬月額は、昭和50年10月から51年6月までの期間は9万8,000円、同年7月から52年6月までの期間は11万8,000円、同年7月から54年6月までの期間は15万円、同年7月から55年9月までの期間は18万円、同年10月から56年9月までの期間は19万円、同年10月から57年9月までの期間は20万円、同年10月から同年11月までの期間は19万円であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「昭和63年4月から平成4年3月まで勤務したB社における3年分の源泉徴収票から、当時の標準報酬月額に通勤定期代及び扶養手当が含まれていない。」と主張している。

しかし、当該事業所の元事業主は、「会社は倒産してしまったので資料等はないが、申立人は、E（職種）として採用された契約社員であり、弊社は申立人を含めた全社員に対して通勤手当及び諸手当を踏まえた報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていた。」と回答している。

また、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険に加入記録がある元同僚6名のうち、所在が判明し回答を得ることができた1名は、「申立期間当時の当該事業所における自分の厚生年金保険の標準報酬月額について不自然さは無かった。」と供述している。

さらに、当該事業所が加入しているF厚生年金基金から提出された加入員台帳より、申立人の標準報酬月額は、昭和63年4月から同年9月までの期間は26万円、同年10月から平成元年9月までの期間は30万円、同年10月から3年9月までの期間は32万円、同年10月から4年2月までの期間は34万円であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、「平成4年5月から9年5月まで勤務したC社における4年から8年までの源泉徴収票から、当時の標準報酬月額に通勤定期代が含まれていない。」と主張している。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立期間当時、社会保険の事務手続を担当していた社会保

険労務士に確認したところ「申立人は、E（職種）として採用された正社員であり、会社では入社時に3か月分の定期代を給与計算データに入力し、その後は3か月ごとにその金額が給与明細に計上されていて、当事務所はその資料に基づいて全ての被保険者の事務処理を行っていた。」と回答している上、当該社会保険労務士から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には通貨によるものの額 32 万 5,020 円から決定される標準報酬月額 32 万円、平成6年度厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書には金銭（通貨）によるものの額 33 万 5,910 円（5月）、36 万 1,400 円（6月）、32 万 2,550 円（7月）から決定される標準報酬月額 34 万円の記載があり、オンライン記録と一致する。

また、C社が加入しているG保険組合から提出された加入記録より、平成7年10月1日及び8年10月1日の定時改定時の標準報酬月額は共に36万円であり、オンライン記録と一致する。

さらに、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険に加入記録がある元同僚18名のうち、所在が判明し回答を得ることができた1名は、「申立期間当時の当該事業所における自分の厚生年金保険の標準報酬月額について不自然さは無かった。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から28年10月1日まで

私は、昭和26年10月1日から28年11月末日まで、A社B事業所（現在は、C社）のD工場で工員として勤務し、その間、厚生年金保険に終始加入していたはずであるが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和26年10月1日から28年11月末日まで、A社B事業所のD工場で工員として勤務し、その間、厚生年金保険に終始加入していたはずである。」と主張している。

しかし、C社は、「A社B事業所が申立人の申立てどおりの被保険者資格取得届出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かについては、申立期間当時の関係資料が現存しないので不明である。」と回答している。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿で確認できた24人のうち、所在が判明し回答を得ることができた3人は、「資格取得日前は臨時工として、勤務期間を3か月ごとに区切られて雇用されていたため、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立人のA社B事業所における厚生年金保険の資格取得日「昭和28年10月1日」は、申立人の保有する厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得日と一致している上、同被保険者証に係る払出簿には、当該事業所における、少なくとも同一ページに記載されている申立人を含む25人に対し、被保険者台帳の記号番号が連番で払い出され、資格取得日も同年10月1日と記録されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から35年3月1日まで

私は、昭和31年7月1日から35年2月末日まで、A区Bに所在したC社D事務所（現在は、C社が承継）に勤務し、その間、終始、厚生年金保険に加入していたはずであるが、33年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格が喪失とされ、それ以降、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る社会保険加入員台帳には、申立人が昭和32年9月にE区FのG事務所からH区（現在は、I区）のJ事務所に異動し、同事務所で33年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨記述されている上、同社は、申立人の申立てどおりの被保険者資格喪失の届出及び厚生年金保険料の控除を行ったか否かについては、「当時の資料が保存されていないため不明である。」と回答している。

また、申立人が記憶する申立期間当時C社D事務所において経理事務を担当していたとする社員の所在は不明である上、申立人は同社J事務所における責任者及び元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間における保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年6月21日から62年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和62年4月1日から平成3年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月21日から62年4月1日まで
② 昭和62年4月1日から平成3年1月1日まで

私の夫は、申立期間①については、支給年月及び支給項目が定かではないA事業所の給与明細書によると、本来の厚生年金保険料に比べて、多くの保険料が控除されていたと思うので、保険料に見合う年金給付にしてほしい。申立期間②については、A事業所から、突然私に在職期間の照会があり、同社は当初、社会保険庁（当時）の記録と会社の記録に相違があると言っていたが、後になってから、相違は無かったと連絡してきた。同社の回答は信用できないので、調査してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A事業所は、申立人の申立期間当時の関連資料について、「残っている資料は無い。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人から提出された昭和53年分の源泉徴収票の社会保険料の金額は、オンライン記録による標準報酬月額に基づき試算した社会保険料合計額とほぼ一致する。

さらに、申立人がB事業所に入社した昭和46年6月から同社が適用

事業所でなくなった 53 年 1 月までの間の標準報酬月額は、8 万 6,000 円から 30 万円と上昇傾向にあり、不自然さは認められない上、C 社に入社した同年 1 月の被保険者資格取得時の標準報酬月額は 30 万円で、同年 9 月以降 62 年 4 月 1 日に A 事業所での資格喪失日までの標準報酬額は当時の最高等級（53 年 9 月から 32 万円、55 年 10 月から 41 万円、60 年 10 月から 47 万円）で推移している。

なお、申立人から提出された支給年月及び支給項目が不明の給与明細書については、支給項目の相関関係から判断して報酬月額と考えられる額が 34 万円を超えていることから、申立人の標準報酬月額が当時の最高等級になった昭和 53 年 9 月以降のものであると考えられる。

このほか、申立期間①において、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額よりも高額な標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、社会保険事務所に届け出た額よりも高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、A 事業所は、「当社システムに登録されている退職日と社会保険庁（当時）の記録に相違は無い。」と回答している上、雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 62 年 3 月 31 日に同社を離職していることが確認でき、その翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の記録と符合する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和 62 年 1 月 7 日に払い出された手帳記号番号の一つで、申立人の次の手帳記号番号の任意加入者の加入時期から、申立人は、同年 4 月に国民年金への加入手続を行ったと推認でき、A 事業所での資格喪失日である同年 4 月 1 日に強制で国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の妻は、申立人が C 社に在任中の 59 年 6 月 23 日に国民年金に任意加入し、第 3 号被保険者制度が発足した 61 年 4 月 1 日から 62 年 3 月までは第 3 号被保険者であったが、同年 4 月 1 日には第 1 号被保険者へ種別変更手続を行っている。

さらに、申立人が加入していた D 厚生年金基金は代行返上しているため、申立人の同基金での代行返上前の加入記録を確認できないが、代行返上が認可されていること、及び雇用保険の離職日が昭和 62 年 3 月 31 日であることを考え合わせると、申立人の同基金における資格喪失日は同年 4 月 1 日であったと推認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3505

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 5 月から 54 年 2 月まで
② 昭和 57 年 5 月から 59 年 3 月まで

私は、申立期間①についてはA区に所在するB事業所に、また申立期間②についてはC事業所に勤務した。当該期間について、厚生年金保険に加入していると思っていたが、被保険者期間となっていない。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が保有する給与明細書等により、申立人はB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、B事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、事業主は、「当事業所は、今まで厚生年金保険に加入したことが無いので、資格取得及び喪失の手続を行ったことはなく、また申立人から厚生年金保険料も控除していない。」と回答しているところ、オンライン記録から事業主は申立期間において国民年金保険料を納付し、厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、申立人から提出された昭和 53 年 10 月、同年 12 月及び 54 年 2 月の給与明細書から、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

加えて、申立人から提出された昭和 53 年度国民健康保険税納税通知書によると、申立人が申立期間を含む昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの間の国民健康保険料 1 万 1,020 円（53 年 9 月 30 日納付分 5,520 円、同年 11 月 30 日納付分 5,500 円）を納付したことが確認できるところ、

53 年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料 1 万 1,020 円と一致していることから、厚生年金保険料の控除は行われていないことがうかがわれる上、申立人は、「B 事業所で勤務するようになり、給与が夫の扶養の範囲を超えたので、国民健康保険に加入した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は C 事業所で臨時職員として勤務していたと主張しているところ、C 事業所 D 事務所で申立期間②当時に勤務していた同僚は、「申立人は、職員が産休等で休んだときや人手が足りないときに臨時職員として来てもらった。」と証言していることから、申立人が C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、E 市役所は、平成元年 5 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所ではない期間であることが確認できる。

また、E 市役所人事課は、「申立期間当時は、E 市役所人事課が C 事業所の臨時職員の管理を行っていた。当時はまだ厚生年金保険の適用事業所になっていなかったため、臨時職員が厚生年金保険に加入することは無かったと思う。また、申立期間当時の C 事業所の臨時職員に関する記録は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 1 日から平成 4 年 3 月 31 日まで
私は、A社に勤務していた期間のうち、昭和63年11月から平成3年7月までの標準報酬月額が47万円から8万円に、同年8月から4年3月までの標準報酬月額が53万円から9万2,000円に下げられていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち、昭和 63 年 11 月から平成 3 年 7 月までは 47 万円から 8 万円に、同年 8 月から 4 年 3 月までは 53 万円から 9 万 2,000 円に、それぞれ改定されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社に係る事業所記録及び閉鎖登記簿謄本により、申立期間において当該事業所の代表取締役として勤務していたことが確認できる上、申立期間当時、経理等の事務を担当し、社会保険事務所への届出書の作成をしていた元同僚（申立人の妹）は、「作成した書類は全て社長である申立人が確認した上で代表者印を押していた。」と供述している。

また、社会保険事務所（当時）では、「標準報酬月額の変更の届出を行う場合は、会社の代表者印が押された届書が必要である。」と回答している上、申立人は、代表者印は自分が保管していたと認めていることから、代表取締役である申立人が当該標準報酬月額の変更に関与していなかったとは認め難い。

さらに、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、昭和 63 年 11 月 1 日の随時改定が平成元年 4 月 5 日に、同年 10 月 1 日の定時決定が同年 9 月 5 日に、2 年 10 月 1 日の定時決定が同年 8 月 23 日に、3 年 8 月 1 日の随時改定が同年 8 月 15 日にそれぞれ処理されており、記録管理上

の不自然さは認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 10 日から 39 年 12 月 25 日まで
私は、昭和 36 年に大学に入学し、A社、B社及びC社でアルバイトをしながら卒業した。ほかのアルバイト期間は厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、38年8月10日から39年12月25日まで勤務したC社での厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてC社でアルバイトをしていた。」と主張している。

しかし、C社は平成 11 年に破産宣告を受けており、破産管財人は、「当該事業所の労務関係の帳簿資料は 20 年 3 月 21 日付けで全て廃棄処分しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人に対し電話及び文書照会を行ったものの、具体的な供述を得られない上、申立人は元同僚等の氏名を記憶していないことから、元同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態を確認することはできない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3508

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社の専務に入社を勧められ、同社に入社した。同社における厚生年金保険の加入記録が昭和 50 年 9 月 1 日とされているが、同年 3 月から勤務しているので同年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 50 年 3 月 1 日にA社に入社した。」と主張している。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、A社は平成 18 年に破産していることが確認でき、元事業主とは連絡が取れず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、破産管財人は「当該事業所に係る人事記録等の書類は保管していない。」と回答している。

また、元同僚は「申立人のことは覚えているが、勤務期間までは不明である。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3509

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 10 月から 55 年 6 月末まで A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、この期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び元同僚の妻の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、昭和 55 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、元事業主は、「申立期間当時は私自身が社会保険の事務手続を行っていたが、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたかは不明である。」と回答している。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年8月まで

私は昭和31年3月から37年8月までA社に勤務したが、給与が減額されたことは無いのに、申立期間の標準報酬月額が直前の標準報酬月額と比べて下がっていることは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の勤務期間中において、給与が減額されたことは無いのに、申立期間の標準報酬月額が下がっていることは納得できない。」と主張している。

しかし、A社は昭和62年11月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により昭和36年の定時決定及び直前の標準報酬月額の推移について確認したところ、元同僚10名のうち、標準報酬月額が申立人と同様に下がった者は2名おり、上がった者は2名、変わらなかった者は6名、それぞれ確認でき、申立人のみが特殊な取扱いを受けていたという事情は見当たらない。

さらに、申立期間において厚生年金保険被保険者の資格を有する3名の元同僚に対して照会を行ったが、具体的な証言は得られず、申立人の保険料の控除について確認することができない。

加えて、当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致しており、申立人の申立

期間において、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が事業主により、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。